

# 代表者会議事項書

令和 6年 5月13日

議会運営委員会室

- 1 役員選出について（資料1）
  - (1) 行政部門別常任委員会について（資料2、3）
    - ア 行政部門別常任委員会の定数及び配分について
  - (2) 議会運営委員会について（資料3、4）
    - ア 議会運営委員会の定数及び配分について
  - (3) 予算決算常任委員会について（資料2、3）
    - ア 予算決算常任委員会の定数について
    - イ 予算決算常任委員会理事の定数及び配分について
  - (4) 特別委員会について（資料5）
    - ア 特別委員会の名称及び所管事項について
    - イ 特別委員会の所属委員の考え方について
    - ウ 特別委員会の定数について
    - エ 特別委員会委員の配分について
  - (5) 各種充て職役員・委員への就任について（資料6）
  - (6) 各種役員の選出について（資料7～11）
    - ア 行政部門別常任委員会正副委員長の選出方法及び配分について
    - イ 予算決算常任委員会正副委員長の選出方法及び配分について
    - ウ 議会運営委員会正副委員長の選出方法及び配分について
    - エ 特別委員会正副委員長の選出方法及び配分について
    - オ 監査委員の配分について
    - カ 四日市港管理組合議会議員の選出方法及び配分について
    - キ 各種審議会委員の配分について
    - ク 広聴広報会議委員の定数及び配分について
  - (7) 議長・副議長の選出について（資料12、13）
- 2 その他
  - (1) 正副議長就任記者会見について
  - (2) 次回の開催について



## 役員の配分等に関する規定、考え方

役員名等	配分等に関する規定、考え方	備考
行政部門別常任委員会	<p><b>行政部門別常任委員会の委員長についての申合せ事項</b>  行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に所属したことがある委員等を充てるように努める。  ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。</p>	
予算決算常任委員会	<p>※毎年確認 議長を除く全議員で構成  ※予算決算常任委員長と四日市港管理組合議会議長を2大会派で分け合う事例が多い。</p>	
議会運営委員会	<p><b>議会運営委員会内規</b>  ・5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。  ・各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。  ・4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。  ※毎年確認 会派代表の委員就任。委員長は議長会派、副委員長はそれ以外の5人以上の会派より選出。</p>	
予決委員会理事	<p><b>予算決算常任委員会運営要領</b>  理事は、議会運営委員会の委員のうちから委員長が指名する。</p>	
特別委員会	<p><b>特別委員会の設置等について</b>  特別委員会の委員定数、所属委員数等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。  ※毎年確認 正副議長は特別委員会に所属しない。  ※委員長は設置を提案した会派から選出する事例が多い。</p>	
正副議長	<p><b>役員選出申し合わせ事項</b>  正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。</p>	
各種充て職・委員	<p>正副議長及び常任委員長、委員によるものは委員会で選出</p>	
監査委員	<p><b>監査委員である議員の議会役員就任についての申合せ事項</b>  監査委員である議員については、常任委員会委員及び特別委員会委員以外の議会の各種役員に就任しないこととする。  ※2大会派から1名ずつ選出する事例が多い。  ※四港監査委員を選出（四日市市と2年ごとに交互に選出）する際は、四港議長会派以外の会派から選出する事例が多い。</p>	四港監査委員はR6～7年度は四日市市から選出
四港議員	<p>特になし（在任期間に関する申し合わせあり。）  ※四日市港管理組合議会議長と予算決算常任委員長を2大会派で分け合う事例が多い。</p>	
各種審議会委員	<p>特になし</p>	
広聴広報会議委員	<p>※少数会派は、広聴広報会議委員と議会改革推進会議役員のいずれかに所属している事例が多い。</p>	
議会改革推進会議役員	<p>※少数会派は、議会改革推進会議役員と広聴広報会議委員のいずれかに所属している事例が多い。</p>	



## 令和6年度各種役員選出等資料

- (1) 各種役員選出の流れ ----- 4
- (2) 令和6年度各種役員定数及び会派別配分表 ----- 5
- (3) 附属参考資料

  - ①各種役員選出根拠 ----- 6
  - ②会派別配分基準表 ----- 7

- (4) 過去の役員選出等資料【令和5年度】

  - ①各種役員定数及び会派別選出数 ----- 10
  - ②正副委員長等の選出結果 ----- 11
  - ③令和5年度の選出結果 ----- 12

(1) 各種役員選出の流れ (5月13日～15日)

役員名等	第1段階	第2段階	第3段階	最終段階
行政部門別常任委員会	委員の会派別配分 定数決定		正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
予算決算常任委員会	定数決定	(委員の会派別配分)	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
議会運営委員会	定数決定	委員の会派別配分	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
予決委員会理事	定数決定	理事の会派別配分		名簿の提出
特別委員会	設置する委員会の名称及び所管事項 ※ 所属委員の考え方 定数決定	委員の会派別配分	正副委員長の選出方法・ 正副委員長の会派別配分	名簿の提出
正副議長	申し合わせ事項の取扱い	所信表明会座長の選任 所信表明会の開催		
各種充て職・委員	就任及び選出方法			
監査委員		委員の会派別配分		名簿の提出
四港議員		議員の選出方法・配分	議長の配分	名簿の提出
各種審議会委員		委員の会派別配分		名簿の提出
広聴広報会議委員	定数決定	委員の会派別配分		名簿の提出
議会改革推進会議役員	※2年任期 (令和5～6年度)			

※特別委員会の名称及び所管事項は5月8日から協議

(2) 令和6年度各種役員定数及び会派別配分表

令和6年4月29日時点

役職名	会派別		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	草の根 運動いが	日本 共産党	備考
	5年度 定数	6年度 定数							
総務地域連携交通常任委員	8		21	19	4	2	1	1	48
政策企画雇用経済観光常任委員	8								
環境生活農林水産常任委員	8								
医療保健子ども福祉病院常任委員	8								
防災県土整備企業常任委員	8 (1)								
教育警察常任委員	8								
小計	48 (1)								
予算決算常任委員(別枠)	47								
理事会(正副委員長除く)	7								
(5)食料自給総合対策調査特別委員	12								
計	12								
議会運営委員	8								
監査委員	2								
四日市港管理組合議会議員	5	2(在職2年) 3(在職1年)	2(在職2年) 1(在職1年)						R5年度に2年任期の者を2名選出しているため、R6年度は3名を選出する。
環境審議会委員	3	3							
都市計画審議会委員	6	6							
広聴広報会議委員(座長を除く)	9								副議長含む11人以内
議会改革推進会議役員	12	任期2年(R5~6年度)		5		1			任期2年

※( )内の数値は欠員数

(3) 附属参考資料

① 各種役員選出根拠

役職名	設置根拠法令等	選出数	構成委員数	備考
議長	地方自治法第103条	1		
副議長	地方自治法第103条	1		
監査委員	地方自治法第195条、第196条	2	議員から選任する監査委員の数：2人又は1人 (監査委員の全体定数は4人)	
四日市港管理組合議会議員	四日市港管理組合同規約第6条	5	県議会議員5人 市議会議員4人	県議会議員5人のうち、2人は在任期間2年、3人は在任期間1年 ※三重県議会一般選挙後4年目において選出する3人については在任期間1年。
議会運営委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第1条			
常任委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第1条、第2条	48		
特別委員会委員	地方自治法第109条 委員会条例第4条			
環境審議会委員	環境基本法第43条 環境審議会条例第2条、第3条	3	県議会議員 学識経験者 行政機関職員 計30人以内	
都市計画審議会委員	都市計画法第77条 都市計画審議会条例第2条	6	県議会議員 6人以内	
広聴広報会議委員	会議規則第103条別表 広聴広報会議規程第3条		副議長及び会派から選出する議員 委員11人以内	副議長が座長
議会改革推進会議役員	三重県議会基本条例第22条 議会改革推進会議規約第4条		会長：1人 副会長：2人 幹事長：1人 幹事：若干名 監事：2名	任期2年



② 会派別配分基準表 (その1)

人員	新政みえ		自由民主党		草		明 党		草の根運動 いが		日本共産党	
	会派 人数	21 配分式 配分率	会派 人数	19 配分式 配分率	会派 人数	4 配分式 配分率	会派 人数	2 配分式 配分率	会派 人数	1 配分式 配分率	会派 人数	1 配分式 配分率
2	1	0.8750	1	0.7917		0.1667		0.0833		0.0417		0.0417
3	2	1.3125	1	1.1875		0.2500		0.1250		0.0625		0.0625
4	2	1.7500	2	1.5833		0.3333		0.1667		0.0833		0.0833
5	2	2.1875	2	1.9792	1	0.4167		0.2083		0.1042		0.1042
6	3	2.6250	2	2.3750	1	0.5000		0.2500		0.1250		0.1250
7	3	3.0625	3	2.7708	1	0.5833		0.2917		0.1458		0.1458
8	4	3.5000	3	3.1667	1	0.6667		0.3333		0.1667		0.1667
9	4	3.9375	4	3.5625	1	0.7500		0.3750		0.1875		0.1875
10	4	4.3750	4	3.9583	1	0.8333	1	0.4167		0.2083		0.2083
11	5	4.8125	4	4.3542	1	0.9167	1	0.4583		0.2292		0.2292
12	5	5.2500	5	4.7500	1	1.0000	1	0.5000		0.2500		0.2500
13	6	5.6875	5	5.1458	1	1.0833	1	0.5417		0.2708		0.2708
14	6	6.1250	6	5.5417	1	1.1667	1	0.5833		0.2917		0.2917
15	7	6.5625	6	5.9375	1	1.2500	1	0.6250		0.3125		0.3125
16	7	7.0000	6※	6.3333	1※	1.3333	1	0.6667		0.3333	0※	0.3333
17	8	7.4375	7	6.7292	1	1.4167	1	0.7083		0.3542		0.3542
18	8	7.8750	7	7.1250	2	1.5000	1	0.7500		0.3750		0.3750
19	8	8.3125	8	7.5208	2	1.5833	1	0.7917		0.3958		0.3958
20	9	8.7500	8	7.9167	2	1.6667	1	0.8333		0.4167		0.4167
21	9	9.1875	8	8.3125	2	1.7500	1	0.8750		0.4375	0※	0.4375
22	10	9.6250	9	8.7083	2	1.8333	1	0.9167		0.4583		0.4583
23	10	10.0625	9	9.1042	2	1.9167	1	0.9583		0.4792	0※	0.4792
48	21	21.0000	19	19.0000	4	4.0000	2	2.0000		1.0000	1	1.0000

※は、小数点以下の配分率が同じであり、いずれかに1が配分できる。

② 党派別配分基準表（その2）〔議会運営委員会、代表者会議〕

人員	新 政 み え		自由民主党	
	会派人数	21	会派人数	19
	配分式	21 ÷ 40	配分式	19 ÷ 40
	配分率	0.525000	配分率	0.475000
4	2	2.1000	2	1.9000
5	3	2.6250	2	2.3750
6	3	3.1500	3	2.8500
7	4	3.6750	3	3.3250
8	4	4.2000	4	3.8000
9	5	4.7250	4	4.2750
10	5	5.2500	5	4.7500
11	6	5.7750	5	5.2250
12	6	6.3000	6	5.7000
13	7	6.8250	6	6.1750
14	7	7.3500	7	6.6500
15	8	7.8750	7	7.1250

[参考]

会派別配分基準表(ドント方式)

割る数	順位	21 新政みえ	順位	19 自由民主党	順位	4 草莽	順位	2 公明党	順位	1 草の根運動 いが	順位	1 日本共産党	順位
1	1	21.000	2	19.000	10	4.000	21 ※	2.000	43 ※	1.000	43 ※	1.000	
2	3	10.500	4	9.500	21 ※	2.000	43 ※	1.000					
3	5	7.000	6	6.333	33	1.333							
4	7	5.250	8	4.750	43 ※	1.000							
5	9	4.200	11	3.800									
6	12	3.500	13	3.167									
7	14	3.000	15	2.714									
8	16	2.625	17	2.375									
9	18	2.333	19	2.111									
10	20	2.100	24	1.900									
11	23	1.909	26	1.727									
12	25	1.750	28	1.583									
13	27	1.615	30	1.462									
14	29	1.500	32	1.357									
15	31	1.400	35	1.267									
16	34	1.313	37	1.188									
17	36	1.235	39	1.118									
18	38	1.167	41	1.056									
19	40	1.105	43 ※	1.000									
20	42	1.050											
21	43 ※	1.000											

※は、同数あり



② 正副委員長等の選出結果

(◎委員長等、○副委員長等)

常任委員会 特別委員会	役職名	会派別年度				新政みえ				自由民主党				草莽				公明党				草の根運動 いが				日本共産党				備考				
		5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8	5	6	7	8									
	総務地域連携交通	◎																																
	政策企画雇用経済観光	◎							○																									
	環境生活農林水産	○							◎																									
	子ども療育福祉保健院	◎							○																									
	防災県土整備企業	○							◎																									
	教育警察	○															◎																	
	予算決算	○							◎																									
	(5)食料自給総合対策調査	◎							○																									
	議会運営委員会	○							◎																									
	監査委員	◎							※◎																									会派配分 ※四港監査 議長
	四日市港管理組合議会	◎																																議長
	議会改革推進会議役員	◎◎							○																									会長 副会長

③ 令和5年度の選出結果

議長・副議長・監査委員・四日市港管理組合議会議員・議会運営委員・予算決算常任委員会（◎委員長 ○副委員長 ☆四港議長 ◇四港監査）

会派	委員会等(定数)	議長	副議長	監査委員 (2名)	四日市港管理組合議会議員 (5名)	議会運営委員 (8名)	予算決算常任委員会 正副委員長及び理事(7名)
新 政 み え			1名 杉本 熊野	1名 中瀬古 初美	2名 川口 智子 ☆小島 智子	4名 ○田中 根典 藤根 正也 藤田 宜三 稲垣 昭義	3名(理事) ○藤根 正典 (理事) 智也 田中 宜三 藤田 昭義 稲垣 昭義
自 由 民 主 党		1名 中森 博文		1名 ◇野村 保夫	2名 野口 正博 山崎 博	3名 田中 祐治 ◎石田 成生 津田 健児	3名(理事) ◎村林 聡 (理事) 祐成 田中 田治 石田 成生 津田 健児
草 莽 党					1名 東 豊	1名 倉本 崇弘	1名(理事) 倉本 崇弘
公 明 党							
草 の 根 運 動 い が							
日 本 共 産 党							

常任委員

(◎委員長 ○副委員長)

委員名(定数)	総務地域連携交通 (8名)	政策企画雇用経済観光 (8名)	環境生活農林水産 (8名)	医療保健子ども福祉病院 (8名)	防災県土整備企業 (8名)(次員1)	教育警察 (8名)
会派 新 政 み え	4名 ◎喜田健児 中瀬古初美 藤田直三 舟橋裕幸	4名 ◎芳野正英 杉本熊野 日冲正信 三谷哲央	3名 ○平畑武助 下野幸智也 田中智也	4名 荊原広樹 ◎川口正典 藤根正真 森野真治	3名 伊藤雅慶 ◎廣耕太郎 稲垣昭義	3名 世古明之 ○中瀬信智 小島子
自 由 民 主 党	3名 野村保夫 小林正人 服部富男	3名 ○田中祐治 村林聡 中川正美	3名 ◎山崎博 津田健児 山本教和	3名 松浦慶子 ○野口正行 西場信行	4名 辻内裕也 ◎石垣智矢 青木謙順	3名 龍神啓介 石田成年 中嶋規
草 莽	1名 ○谷川孝栄		1名 東豊		1名 長田隆尚	1名 倉本崇弘
公 明 党		1名 今井智広				1名 ◎山内道明
草の根運動いが			1名 福森稔尚			
日 本 共 産 党				1名 吉田紋華		

特別委員

(◎委員長 ○副委員長)

党派 委員会名 (定数)	食料自給総合対策調査特別委員会 (12名)
新 政 派 元	伊 藤 慶 芳 野 正 英 喜 田 健 児 ◎ 中 瀬 信 之 藤 田 宜 三
自 由 民 主 党	4名 辻 内 裕 也 松 浦 慶 子 ○ 中 嶋 年 規 西 場 信 行
草 莽	1名 谷 川 孝 栄
公 明 党	1名 山 内 道 明
草 の 根 運 動 い が	
日 本 共 産 党	1名 吉 田 紋 華



環境審議会委員・都市計画審議会委員・広聴広報会議委員・議会改革推進会議役員

党派	審議会等 (定数)	環境審議会 (3名)	都市計画審議会 (6名)	広聴広報会議 (9名)	議会改革推進会議 (12名)
新政	みえ	伊藤 雅慶 1名	荊原 焜 2名 荊平 樹武 2名	荊世 樹明 4名 中廣 信太郎 4名	(会長1名)：三谷 央 (副会長1名)：森野 治 (幹事2名)：廣 耕 太郎 (監事1名)：藤根 正 典 平 畑 武
自由民主党	中嶋 年規 1名	龍田 啓治 2名 神中 介 2名	龍田 裕慶 3名 龍辻 也子 3名	(副会長1名)：中嶋 規 (幹事長1名)：村林 聡 (幹事2名)：石垣 智 夫 野村 保 啓 龍神 介	
草莽	長田 隆尚 1名	東 豊 1名	今井 智広 1名	(幹事1名)：今井 智広 1名	
公明党	吉田 紋華 1名	吉田 紋華 1名	吉田 紋華 1名	(幹事1名)：福森 稔 尚 1名	
草の根運動い	吉田 紋華 1名	吉田 紋華 1名	吉田 紋華 1名		
日本共産党	吉田 紋華 1名	吉田 紋華 1名	吉田 紋華 1名		



令和6年度 特別委員会(案)について

会派名	名称	所管事項(調査内容)
新政みえ	伊勢茶の振興促進に関する条例(仮)策定検討特別委員会	三重県の特産である伊勢茶は、生産量が全国3位ではあるものの県民に愛飲されていけるとは言い難く、消費をもっと進める必要がある。
自由民主党	伊勢茶で乾杯条例(大好き伊勢茶条例)策定特別委員会	伊勢茶は全国3位の生産量にもかかわらず、全国的には知名度が低く、消費にうまかつながっていない。 催し、パーティー等の乾杯で、また、飲食店でメニュー化などに向けて、その課題解決のための条例の制定を目指す。
	ワンヘルス推進条例(仮)策定調査特別委員会	コロナウイルスをはじめとする人獣共通感染症や薬剤耐性面の課題に対し、ワンヘルス・アプローチ(人・動物・環境の関係者が分野横断的に連携すること)に基づいて取り組んでいくことが重要である。そのために必要な調査を行う。
草莽	—	—
公明党	—	—
草の根運動いが	—	—
日本共産党	若者の県外流出とジェンダーギャップ解消調査特別委員会	就職や進学を機に他県(都市部)に移り住んだ三重県出身の若者/都市から三重に移住した若者/ジェンダーと地方のようないくつもの有識者等から、現代社会の現状・課題を聴取し、県の政策研究・提言を行う。

## 特別委員会の設置等について

平成 21 年 5 月 8 日 代表者会議決定  
平成 22 年 3 月 12 日 代表者会議改正  
平成 23 年 5 月 9 日 各派世話人会改正

特別委員会について、その機能が十分に発揮されるよう、設置運営等に関して、次のように取り扱う。

## 1 設置

特別委員会の設置については、必要が生じた都度、代表者会議において設置の可否につき協議、検討を行った上で設置するものとする。

設置期間については、目標とする調査期間をあらかじめ設定し、調査終了後、速やかに廃止するものとする。

## 2 調査事項等

特別委員会の調査事項は、重要かつ緊急性の高い県政課題等とし、あらかじめ常任委員会の所管事項との関係を明確に整理、調整した上で、目的達成型の特別委員会となるよう課題を絞って調査を行うものとする。

## 3 委員定数・所属委員

特別委員会の委員定数、所属委員等については、設置の目的に沿って、各会派の議員数を十分考慮した上で、その都度、協議調整して定めるものとする。

## 4 県内外調査

特別委員会の調査の目的を達成するため、原則として、県内調査については、日帰り調査を適宜、県外調査については、1泊2日以内の行程で1回実施することが出来るものとする。

## 5 調査結果

調査結果については、特別委員長報告に加え、課題解決に向けての政策提言を行うなど、多様な活用を図るものとする。

平成23年度以降の特別委員会設置状況

※( )内は定数

H23	H24	H25	H26
東日本大震災に関する 復旧・復興支援調査 特別委員会(13)	スポーツ振興対策調査 特別委員会(9)	新エネルギー等活用調査 特別委員会(9)	障がい者雇用促進調査 特別委員会(9)
	議員提出条例検証 特別委員会(9)	「実はそれ、ぜんぶ三重 なんです！」連携調査 特別委員会(9)	
	選挙区調査 特別委員会(13)	選挙区調査 特別委員会(13) <24年度から継続>	

H27	H28	H29	H30
人口減少対策調査 特別委員会(13)	子どもの貧困対策調査 特別委員会(9)	障がい者差別解消条例 策定調査特別委員会(13)	障がい者差別解消条例 策定調査特別委員会(13) <29年度から継続>
	サミットを契機とした 地域の総合力向上調査 特別委員会(9)	働き方改革調査 特別委員会(13)	
	選挙区調査 特別委員会(15)	選挙区調査 特別委員会(15) <28年度から継続>	

R元	R 2	R 3	R 4
外国人労働者支援調査 特別委員会(9)	差別解消を目指す条例検 討調査特別委員会(11)	差別解消を目指す条例検 討調査特別委員会(11) <R 2年度から継続>	花や木で健やかな三重を つくる条例策定調査特別 委員会(11) <R 3年度から継続>
		花や木で健やかな三重を つくる条例策定調査特別 委員会(11)	

R 5
食料自給総合対策調査特 別委員会(12)



## 常任委員会の定数について

令和6年4月29日現在

常任委員会名	所管事項	定数 (欠員)	備考
総務地域連携交通	○総務部、地域連携・交通部、出納局、議会事務局、監査委員、人事委員会、選挙管理委員会及び収用委員会の所管並びにこれらに関連すること ○他の常任委員会の所管に属しないこと	8	
政策企画雇用経済観光	○政策企画部、雇用経済部、観光部及び労働委員会の所管並びにこれらに関連すること	8	
環境生活農林水産	○環境生活部、農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管並びにこれらに関連すること	8	
医療保健子ども福祉病院	○医療保健部、子ども・福祉部及び病院事業庁の所管並びにこれらに関連すること	8	
防災県土整備企業	○防災対策部、県土整備部及び企業庁の所管並びにこれらに関連すること	8 (1)	※欠員は議長
教育警察	○教育委員会及び公安委員会の所管並びにこれらに関連すること	8	
計		48 (1)	

常任委員会名	所管事項	定数 (欠員)	備考
予 算 決 算	○予算及びこれに関連すること ○決算及びこれに関連すること	47	





## 行政部門別常任委員会委員の会派別配分数と定数について (◎委員長、○副委員長)

	定数	欠員	配分数						備考
			新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	草の根運動い	日本共産党	
総務地域連携交通	R6								
	R5	8	◎4	3	○1				
政策企画雇用経済観光	R6								
	R5	8	◎4	○3		1			
環境生活農林水産	R6								
	R5	8	○3	◎3	1		1		
医療保健子ども福祉病院	R6								
	R5	8	◎4	○3				1	
防災県土整備企業	R6								
	R5	8	1	○3	◎4	1			※欠員は議長
教育警察	R6								
	R5	8	○3	3	1	◎1			
合計	48	1							
所属議員(実人員)数			21	19	4	2	1	1	

○定数合計は48ですので、定数8の委員会が6つ

○新政みえについては、配分数4の委員会が3つ、配分数3の委員会が3つ

○自由民主党については、配分数4の委員会が1つ、配分数3の委員会が5つ

○その他の会派(計8人)については、配分数2の委員会が2つ、配分数1の委員会が4つ

とすると、委員会間の委員数の偏りを抑えられます。

## 議会運営委員会委員の会派別配分数と定数について

	定数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	草の根運動い	日本共産党
議会運営委員会	R6						
	R5	8	○4	◎3	1		
所属議員(実人員)数			21	19	4	2	1

## 予算決算常任委員会理事の会派別配分数と定数について

	定数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	草の根運動い	日本共産党
予算決算常任委員会理事会	R6						
	R5	7	3	3	1		
所属議員(実人員)数			21	19	4	2	1



## 議会運営委員会構成推移

改選年月	会 派 名	会派 構成人数	議運 内訳	定数	備 考
平成27年 5月	新政みえ	23	6	11	公明党：2 日本共産党：2 能動：1 大志：1 草の根運動みえ：1
	自民党	18	4		
	鷹山	3	1		
平成28年 5月	新政みえ	23	6	11	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動みえ：1
	自民党	18	4		
	日本共産党	2	1		
平成28年9月15日	新政みえ	21	5	10	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動いが：1
	自民党	18	4		
	日本共産党	2	1		
平成29年 5月	新政みえ	21	5	10	鷹山：3 公明党：2 能動：1 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自民党	17	4		
	日本共産党	2	1		
平成30年 5月	新政みえ	18	5	11	自民党：4 公明党：2 日本共産党：2 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自由民主党県議団	13	4		
	能動	3	1		
	鷹山	3	1		
平成31年1月17日	新政みえ	18	5	12	鷹山：3 公明党：2 大志：1 草の根運動いが：1 青峰：1
	自由民主党県議団	12	4		
	自民党	5	1		
	能動	3	1		
	日本共産党	2	1		
令和元年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	草莽	6	1		
	自民党	5	1		
令和2年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	草莽	6	1		
	自民党	5	1		
令和3年 5月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党県議団	15	3		
	自民党	5	1		
	草莽	5	1		
令和3年 7月	新政みえ	21	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党	20	4		
	草莽	5	1		
令和4年 5月	新政みえ	20	4	9	公明党：2 日本共産党：1 草の根運動いが：1
	自由民主党	19	4		
	草莽	6	1		
令和5年 5月	新政みえ	21	4	8	公明党：2 草の根運動いが：1 日本共産党：1
	自由民主党	19	3		
	草莽	4	1		

委員は、5名以上の所属議員を有する団体（以下「会派」という。）が、その会派の所属議員のうちから選出する。各会派が選出する委員の数は、会派の所属議員数の比率を基準とする。

## （少数会派の取り扱い）

4名以下の所属議員を有する団体（以下「少数会派」という。）のうち、2名以上の所属議員を有する少数会派は前項の規定にかかわらず、本委員会の同意を得て1名の委員を選出できるものとする。その他の少数会派の議員は、委員会を傍聴し、委員長の許可を得て発言することができる。



## 特別委員会委員の会派別配分数と定数について

特別 委員会	新たに 選出すべ き委員数 (定数)	配 分 数						
		新政 みえ	自由 民主党	草莽	公明党	草の根 運動 いが	日 本 共産党	
(食料自給総合対策調 査特別委員会)	(12)	(5)	(4)	(1)	(1)		(1)	
A								
B								
C								
合 計								
所属議員数		21	19	4	2	1	1	



令和6年度 議会議員から選出される役員  
 (正副議長・各常任委員会別)

議	長	……	1～3
副	長	……	4
総務	地域連携	交通常任委員長・委員	…… 5
政策	企画雇用	経済観光常任委員長・委員	…… なし
環境	生活農林	水産常任委員長・委員	…… 6
医療	保健子ども	福祉病院常任委員長・委員	…… 7
防災	県土整備	企業常任委員長・委員	…… 8
教育	警察	常任委員長・委員	…… なし





議長を充て職とする各種団体等

23団体

(1/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
県民功労者選考委員会	委員	実施要領	総務部 総務課	要領で 指定	4	1	4	議長	
中部圏開発整備地方協議会	委員	法律	政策企画部 政策提言・広域連携課	法律で 規定	40	1	—	議長	
中部国際空港第二滑走路 建設促進期成同盟会	会員	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	規約で 規定	43	1	—	議長	
関西国際空港 全体構想促進協議会	会員	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	規約で 規定	構成団体 87	1	—	議長	
リニア中央新幹線 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 12 特別会員 75	1 46	—	議長 議員(議長含む)	
リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会(全国)	理事	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 181 理事 111	2	2	議長 総務地域連携交通常任委員長	
三重県鉄道網整備 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 交通政策課	慣例	顧問 11	2	—	議長 総務地域連携交通常任委員長	
全国鉄道整備促進協議会	顧問	規約	地域連携・交通部 交通政策課	慣例	顧問 17	1	—	議長	
伊勢湾口道路建設 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 31 特別会員 127	1 28	—	議長 津市・伊勢市・鳥羽市・松阪市、 名張市、東紀州、志摩市、伊賀 市、多気郡、度会郡 選出議員	
東海南海連絡道 建設促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 11 特別会員 47	1 28	—	議長 津市・伊勢市・鳥羽市・松阪市、 名張市、東紀州、志摩市、伊賀 市、多気郡、度会郡 選出議員	
東海南海交流会議	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 17	1	—	議長	

議長を充て職とする各種団体等

(2/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
県営名古屋空港協議会	顧問	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 11	顧問 1	—	議長	
三重県競技力向上対策本部	委員	規約	地域連携・交通部 スポーツ推進局 競技力向上対策課	規約で 規定	委員 18	委員 1	—	議長	
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 64	顧問 23	—	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	
三重県港湾審議会	委員	法律・ 条例	県土整備部 港湾・海岸課	条例で 規定	委員 14	委員 2	2	議長 防災県土整備企業常任委員	
東海環状道路 建設促進期成同盟会	会員	規約	県土整備部 道路企画課	規約で 規定	会員 29	会員 1	—	議長	
東海北陸自動車道 建設促進同盟会	会員	会則	県土整備部 道路企画課	会則で 規定	会員 54	会員 1	—	議長	
紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 19	顧問 10	—	議長 総務地域連携交通常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 東紀州、多気郡、度会郡 選出議 員	
全国高速道路建設協議会	理事	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	理事 90	理事 1	2	議長	

議長を充て職とする各種団体等

(3/3)

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 三重・滋賀建設促進県民協 議会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 58	顧問 22	-	議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市、いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	
(公社)三重県防犯協会連合 会	顧問	定款	警察本部 生活安全企画課	慣例	役員 顧問 参与 13 3 2	顧問 1	-	議長	
四日市港利用促進協議会	顧問	規約	四日市港管理組合 振興課	慣例	役員 顧問 38 29	顧問 1	-	議長	
第44回全国豊かな海づくり大 会三重県実行委員会	顧問	会則	農林水産部全国豊かな海 づくり大会推進プロジェクト チーム	会則で 規定	委員 監事 顧問 参与 63 2 4 21	顧問 2	-	議長 環境生活農林水産常任委員長	

1 団体

副議長を充て職とする各種団体等

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路 建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 64	顧問 23	—	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿 市・亀山市・いなべ市・員弁郡、 三重郡 選出議員	

委員長を充て職とする各種団体等

3 団体

総務地域連携交通通常任委員長

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
リニア中央新幹線 建設促進期成同盟会(全国)	理事	規約	地域連携・交通部 広域交通・リニア推進課	慣例	顧問 181 理事 111	理事 2	2	議長 総務地域連携交通通常任委員長	
三重県鉄道網整備 促進期成同盟会	顧問	規約	地域連携・交通部 交通政策課	慣例	顧問 11	顧問 2	—	議長 総務地域連携交通通常任委員長	
紀勢自動車道 建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 19	顧問 10	—	議長 総務地域連携交通通常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 東紀州、多気郡、度会郡 選出議 員	

役職員が委員会から選出される各種団体等

0 団体

総務地域連携交通通常任委員

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
(該当なし)									

環境生活農林水産常任委員長

1 団体

委員長を充て職とする各種団体等

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
第44回全国豊かな海づくり大会三重県実行委員会	顧問	会則	農林水産部全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム	会則で 規定	委員 63 監事 2 顧問 4 参加 21	顧問 2		議長 環境生活農林水産常任委員長	

環境生活農林水産常任委員

0 団体

役員が委員会から選出される各種団体等

名 称	役職名	設置 根拠	担 当 課	充て職と定 めた理由	構成委員数 (人)	議員選出数 (人)	任期 (年)	充 職 名	備 考
(該当なし)									

委員長を充て職とする各種団体等

0 団体

医療保健子ども福祉病院常任委員長

名称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充職名	備考
(該当なし)									

役職員が委員会から選出される各種団体等

1 団体

医療保健子ども福祉病院常任委員会

名称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充職名	備考
三重県社会福祉審議会	委員	法律	子ども福祉部 子ども福祉総務課	法律で規定	委員 20	委員 1	3	医療保健子ども福祉病院常任委員	

防災県土整備企業常任委員長

3 団体

委員長を充て職とする各種団体等

名 称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充 職 名	備 考
新名神高速道路建設促進期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 64	顧問 23	—	議長 副議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿市・亀山市、いなべ市・員弁郡、三重郡 選出議員	
紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 19	顧問 10	—	議長 総務地域連携交通常任委員長 防災県土整備企業常任委員長 東紀州、多気郡、度会郡 選出議員	
新名神高速道路三重・滋賀建設促進県民協議会	顧問	規約	県土整備部 道路企画課	慣例	顧問 58	顧問 22	—	議長 防災県土整備企業常任委員長 四日市市・桑名市・桑名郡・鈴鹿市、亀山市、いなべ市・員弁郡、三重郡 選出議員	

防災県土整備企業常任委員会

1 団体

役職員が委員会から選出される各種団体等

名 称	役職名	設置根拠	担当課	充て職と定めた理由	構成委員数(人)	議員選出数(人)	任期(年)	充 職 名	備 考
三重県港湾審議会	委員	法律・条例	県土整備部 港湾・海岸課	条例で規定	委員 14	委員 2	2	議長 防災県土整備企業常任委員長	



## 行政部門別常任委員会の委員長について

平成25年5月14日代表者会議決定  
令和3年5月13日代表者会議改正

### (委員長)

行政部門別常任委員会の委員長は、過去に当該委員会に属したことがある委員等を充てるように努める。

ただし、過去に行政部門別常任委員会の委員長を務めた者はこの限りでない。

なお、平成23年5月9日各派世話人会決定「行政部門別常任委員会の委員長及び副委員長について」は廃止する。



監査委員である議員の議会役員就任についての議会運営委員会の申合せ事項

〔平成14年5月7日 議会運営委員会決定〕

〔沿革〕平成19年3月13日改正

監査委員である議員については、常任委員会委員及び特別委員会委員以外の議会の各種役員に就任しないこととする。



## 三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の 在任期間に係る申合せ

平成21年2月2日  
代表者会議 決定

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の在任期間については、下記のとおりとし、平成21年5月の組合議会議員の補欠選挙から適用する。

ただし、平成21年5月の補欠選挙において選出する5人のうち2人は2年、3人は1年とする。

### 記

三重県議会から選出する四日市港管理組合議会議員の在任期間については、三重県議会議員一般選挙後の最初の組合議会議員選挙において選出する5人のうち2人は2年、3人は1年とし、2年目の補欠選挙において選出する3人のうち2人は2年、1人は1年とし、3年目の補欠選挙において選出する3人のうち2人は2年、1人は1年とし、4年目の補欠選挙において選出する3人は1年とする。

なお、組合議会議員が在任期間中に欠けたときは、後任者の在任期間は、前任者の残任期間とする。

### [参 考]

1年目	A議員	B議員	C議員	D議員	E議員
2年目	A議員	B議員	F議員	G議員	H議員
3年目	I議員	J議員	F議員	G議員	K議員
4年目	I議員	J議員	L議員	M議員	N議員

### ※ [参考] 令和元年度～令和5年度の状況

令和元年度	喜田議員	山崎議員	下野議員 (議長)	山内議員	山本(里) 議員
令和2年度	喜田議員	山崎議員	杉本議員	長田議員	小林(正) 議員(議長)
令和3年度	平畑議員	石田議員	杉本議員 (議長)	長田議員	野口議員
令和4年度	平畑議員	石田議員 (議長)	田中(智) 議員	倉本議員	中嶋議員
令和5年度	川口議員	野口議員	山崎議員	小島議員 (議長)	東議員
令和6年度	川口議員	野口議員			



1 監査委員の選出数と定数について

	選出すべき議員数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	草の根運動いが	日本共産党
監査委員	2						
所属議員数		21	19	4	2	1	1

2 四日市港管理組合議会議員の選出数と配分について

	選出すべき議員数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	草の根運動いが	日本共産党
四日市港管理組合議会議員	2 (2年任期)						
	1 (1年任期)						
所属議員数		21	19	4	2	1	1

3 各種審議会委員の選出数と配分について

	選出すべき委員数	配分数					
		新政みえ	自由民主党	草莽	公明党	草の根運動いが	日本共産党
環境審議会	3						
都市計画審議会	6						
所属議員数		21	19	4	2	1	1





## 広聴広報会議 会派別構成

(座長を除く)

年度	会派別委員数( )内は会派人数)						計	定数		
23	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (21)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	座長を 除き10人 以内
	みんなの党	1 (1)								
24	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (21)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	
	みんなの党	1 (1)								
25	新政みえ	3 (24)	自民みらい	3 (20)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	9	
	みんなの党	1 (1)								
26	新政みえ	3 (23)	自民みらい	3 (20)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (1)	10 ※	
	能動	1 (1)	新しい翼	1 (1)						
27	新政みえ	4 (23)	自民党	3 (18)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	10	
	日本共産党	0 (2)	能動	1 (1)	大志	0 (1)	草の根運動みえ	0 (1)		
28	新政みえ	4 (21)	自民党	3 (17)	鷹山	1 (3)	公明党	1 (2)	10	
	日本共産党	0 (2)	能動	1 (1)	大志	0 (1)	草の根運動いが	0 (1)		
29	新政みえ	4 (21)	自民党	3 (17)	鷹山	0 (3)	公明党	0 (2)	10	
	日本共産党	1 (2)	能動	0 (1)	大志	1 (1)	草の根運動いが	0 (1)		
	青峰	1 (1)								
平成 30	新政みえ	4 (18)	自由民主党 県議団	3 (12)	自民党	(5)	能動	(3)	10	
	鷹山	(3)	公明党	(2)	日本共産党	1 (2)	大志	1 (1)		
	草の根運動いが	(1)	青峰	1 (1)						
令和 元	新政みえ	4 (21)	自由民主党 県議団	3 (15)	草莽	1 (6)	自民党	(5)	10	
	公明党	1 (2)	日本共産党	(1)	草の根運動 いが	1 (1)				
令和 2	新政みえ	4 (21)	自由民主党 県議団	3 (15)	自民党	(5)	草莽	1 (5)	10	
	公明党	1 (2)	日本共産党	(1)	草の根運動 いが	1 (1)				
令和 3	新政みえ	4 (20)	自由民主党	2 (19)	草莽	1 (6)	公明党	(2)	8 ※	
	日本共産党	1 (1)	草の根運動 いが	(1)						
令和 4	新政みえ	4 (20)	自由民主党	3 (19)	草莽	1 (6)	公明党	(2)	9	
	日本共産党	1 (1)	草の根運動 いが	(1)						
令和 5	新政みえ	4 (21)	自由民主党	3 (19)	草莽	1 (4)	公明党	(2)	9	
	草の根運動 いが	(1)	日本共産党	1 (1)						
令和 6	新政みえ	(21)	自由民主党	(19)	草莽	(4)	公明党	(2)		
	草の根運動 いが	(1)	日本共産党	(1)						

※H26年度は、H27年1月19日以降の状況を記載(この日から能動の1人が委員に加わった。)

※R3年度は、R4年3月24日以降の状況を記載(この日から自由民主党の1人が欠員となった。)



議長・副議長の在任期間等に関する申し合わせ事項

平成20年9月2日  
代表者会議決定

[沿革]令和3年12月22日 改正

- 1 議長、副議長の在任期間については、議長を2年以内、副議長を1年とし、令和4年5月の議長、副議長の改選から適用する。
- 2 議長に立候補する者は、在任予定期間を、その理由も含め明らかにするものとする。ただし、立候補の際に1年を在任予定期間として明らかにした場合にあっては、その在任予定期間を超えた後の再度の立候補を妨げない。



## 三重県議会役員選出申し合わせ事項

平成 12 年 5 月 15 日決定

平成 20 年 5 月 13 日決定

平成 21 年 5 月 12 日改正

平成 30 年 5 月 16 日改正

令和 3 年 5 月 13 日改正

- 1 三重県議会における正副議長を選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。
- 2 立候補の届出は、所定の届出用紙に、5名以上の推薦者（署名）を添えて行い、正副議長選挙を行う本会議開催日の前日（前日が休日にあたる場合は、その前の休日でない日）の午前 10 時から午前 12 時までの間に所信表明会座長に届け出る。
- 3 所信表明会座長は、議員のうちから、代表者会議（又は各派世話人会）において選出する。
- 4 立候補者は、所信表明会で抱負、経綸などの所信を表明する。
- 5 所信表明会は、立候補届出日の午後 1 時 30 分から全員協議会室で行い、進行は所信表明会座長があたる。  
所信表明会の持ち時間は、一人 5 分程度とし、立候補者一人に対する質疑は、答弁を含めて 15 分程度とする。
- 6 所信表明会は公開とする。
- 7 所信表明の順序は届出順に、くじ引きを行い、決定する。

